平成21年度の

s 知 金 ら 額

の

据え置きとなります。 平成21年度の年金額については

年金額に変更がない場合は、 年金額改定通知書を送付していません。

0・9%となったことが公表されました。前年度比名目手取り賃金変動率については指数の対前年比変動率については1・4%、対

ます。 家を基準として改定される仕組みとなっていされ、他方、既裁定者については、物価変動は、名目手取り賃金変動率を基準として改定は、名目手取り賃金変動率を基準として改定

年金額は新規裁定者、既裁定者いずれも名目手取り賃金変動率がプラスとなっているため、名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目本年度のケースについては、物価変動率が

手取り賃金変動率を基準に改定されます(※)。 しかしながら、本年度改定された本来の年金額(本来水準)よりも、現在支給されている金額(本来水準)よりも、現在支給されている物価スライド特例水準の年金額については、基本的には改定は行われないこととなり、平成20年度と同じ額となります(本来水準が特例水準を上回る場合には、額改定はあります)。 (本来水準)は行われないこととなり、平成20年度と同じ額となります(本来水準が特例水準を上回る場合には、額改定はあります)。 (本来水準が特例水準を上回る場合には、額改定はあります)。 (本来水準が特例水準を上回る場合には、額改定はあります)。 (本来水準が特別水準を上回る場合には、額改定はあります)。 (本来水準が特別水準を上回る場合には、額改定はあります)。 (本来水準が特別水準を上回る場合には、額改定はあります)。 (本来水準が特別水準を上回る場合には、額改定はあります)。

